

# 特別養護老人ホームたけんの 運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、老人福祉法第17条第1項に基づく特別養護老人ホームたけんの（以下「本施設」という）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）について、適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従事者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本施設は、入所した高齢者（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、処遇に関する計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 本施設は、明るく、家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (施設の名称等)

第3条 本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム たけんの
- (2) 所在地 長崎県佐世保市岳野町107番地1

## (職種、人数及び職務内容)

第4条 本施設に勤務する専従役員、職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 常務理事 1名  
法人及び施設の運営に関する業務等を行う。
- (2) 業務執行理事 1名  
法人及び施設の運営に関する業務等を行う。
- (3) 施設長 1名  
職員の管理、業務実施状況の把握、会計その他の管理業務を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (4) 事務長 1名  
職員の管理、業務実施状況の把握、会計その他の管理業務を一元的に行う。
- (5) 医師（嘱託） 1名  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (6) 生活相談員 1名  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (7) 介護職員 20名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (8) 看護職員 3名  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (9) 管理栄養士 1名  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- (10) 機能訓練指導員 1名  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う
- (11) 介護支援専門員 1名以上  
サービス計画の作成等を行う。
- (12) 事務職員 2名  
会計のほか必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 本施設の利用定員は50人（5ユニット 各ユニット10人）とし、短期入所生活介護事業の空

床利用型とする。

(定員の遵守)

第6条 災害時、やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(施設サービスの内容)

第7条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(手続きの説明及び同意)

第8条 本施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第9条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な方に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 利用申込者が入院治療を必要とする場合や利用申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の利用申込に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

- 5 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを職員が検討する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる利用者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 利用者の退所に際して、居宅支援事業者に対する情報の提供や保健、医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設長は、介護支援専門員に、施設サービス計画書の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画書の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱い方針)

第12条 利用者の心身の状況に応じて、適切なサービスを行う。

- 2 サービスの提供は施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 3 従業員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### (介 護)

- 第 13 条 1 週間に 2 回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 3 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
  - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
  - 5 利用者の負担により、本施設職員以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

- 第 14 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で摂取するよう努める。
- 2 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。
    - (1) 朝食 午前 8 時～
    - (2) 昼食 午前 12 時～
    - (3) 夕食 午後 6 時～

#### (相談及び援助)

- 第 15 条 利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

- 第 16 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションの機会を設ける。
- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 常に利用者の家族と連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第 17 条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 18 条 本施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康維持のための適切な措置を取る。

2 本施設の医師は健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(利用者の入院中の取扱い)

第 19 条 利用者が医療機関に入院する必要が生じた時、1～3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設を利用できるようにする。

(利用料等の受領)

第 20 条 サービスを提供した場合の利用料は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用

介護保険負担限度額認定者	第 1 段階認定者	300 円/日
	第 2 段階認定者	600 円/日
	第 3 段階認定者①	1,000 円/日
	第 3 段階認定者②	1,300 円/日
介護保険負担限度額認定者以外		1,445 円/日

(2) 滞在に要する費用

介護保険負担限度額認定者	第1段階認定者	820円/日
	第2段階認定者	820円/日
	第3段階認定者	1,310円/日
介護保険負担限度額認定者以外		3,000円/日

(3) 利用者が選定する特別食の費用（実費）

(4) 日常生活のうち利用者が負担することが適当と認められるもの。（実費）

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容、費用について説明し、利用者の同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービス費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（日課の励行）

第22条 利用者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第23条 利用者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届ける。

（健康維持）

第24条 利用者は健康に留意するものとし、本施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診する。

（衛生保持）

第25条 利用者は、本施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

（禁止行為）

第26条 利用者は、本施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで、他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 本施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、また、これを持ち出すこと。

(受給資格の確認)

第 27 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第 28 条 入所に際して入所年月日、施設の種類、名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 29 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、延滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(衛生管理等)

第 30 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医療品、医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延を防ぐために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。



- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（協力医療機関等）

第31条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - (3) 利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 4 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（掲 示）

第32条 本施設の見やすい場所に、運営規則の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 33 条 居宅介護支援事業者又はその事業に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設の退所等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 34 条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書提出、提示の求め、又は市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合はそれに従い必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第 35 条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 36 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、本施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。
- 3 本施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

#### （緊急時等の対応）

第37条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

#### （非常災害対策）

第38条 非常時に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害時に備え、避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 施設は、前項の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第39条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

#### （身体拘束ゼロ対策）

第40条 身体拘束ゼロ対策については、「身体拘束行動制限廃止規程」に定める。

(業務継続計画の策定等)

第41条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第42条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第43条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年一回

2 本施設の職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

3 退職者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

5 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる

性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 慈誠会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行し適用する。

一部改正 平成20年1月10日 第2章 第4条 一 常務理事の追加  
平成19年12月26日 第3回 理事会議決  
平成25年4月1日 第2章 第4条 三、五、六の変更  
平成25年3月29日 第4回 理事会決議  
平成26年4月1日 第2章 第4条 三 事務長の追加  
平成26年3月26日 第4回 理事会決議  
平成27年8月1日 第4章 第19条 一の変更  
平成27年9月17日 第2回 理事会決議  
平成29年10月1日 第2章 第4条 二 業務執行理事の追加  
五 医師 1名に変更  
平成31年3月28日 理事会決議  
平成31年4月1日 第4条 七 介護職員 20名以上に変更  
第41条 2 5年間保存に変更  
令和1年5月24日 第4条 十一 介護支援専門員 2名に変更  
令和1年9月28日 理事会決議  
令和1年11月1日 第4条 十一 介護支援専門員 2名→1名以上に変更  
令和1年11月9日 理事会決議  
令和5年12月1日 第2条 (運営の方針) 2項を追加  
第30条 (衛生管理等) 2項を追加

第 37 条（非常災害対策）2 項を追加

第 38 条（虐待防止に関する事項）追加

第 40 条（業務継続計画の策定等）追加

第 41 条（その他運営に関する留意事項）変更

令和 5 年 11 月 11 日 理事会決議

令和 6 年 4 月 1 日 第 20 条（利用料等の受領）

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 滞在に要する費用 追加

第 37 条（緊急時等の対応）の追加

令和 6 年 3 月 23 日 理事会決議

令和 6 年 12 月 1 日 第 31 条（協力医療機関等）変更

第 37 条（緊急時等の対応）変更及び追加

第 42 条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）を  
追加

令和 6 年 11 月 16 日 理事会決議